

平成23年稲敷市農業委員会第12回総会

[12月26日]

-
- | | |
|-------|---|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2 | 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について |
| 日程 3 | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について |
| 日程 4 | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について |
| 日程 5 | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について |
| 日程 6 | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について |
| 日程 7 | 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について |
| 日程 8 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程 9 | 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について |
| 日程 10 | 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定) |
| 日程 11 | 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸) |
| 日程 12 | 議案第7号 平成24年度稲敷市農作業利用料金の承認について |

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|----------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2 | 報告第1号 |
| 日程 3 | 報告第2号 |
| 日程 4 | 報告第3号 |
| 日程 5 | 報告第4号 |
| 日程 6 | 議案第1号 |
| 日程 7 | 議案第2号 |
| 日程 8 | 議案第3号 |
| 日程 9 | 議案第4号 |
| 日程 10 | 議案第5号 |
| 日程 11 | 議案第6号 |
| 日程 12 | 議案第7号 |
-

出席委員

1番	井戸賀	吉男君	17番	澤邊	雅之君
2番	沖野谷	秀雄君	18番	宮本	善助君
3番	飯塚	幸一君	19番	村山	文雄君
4番	千勝	忠君	20番	坂本	一雄君
5番	保科	進君	21番	山田	重一君
6番	川島	昇君	22番	秋本	精一君
7番	高須	一郎君	23番	横田	裕康君
8番	篠崎	惣壽君	24番	加納	昭君
9番	栗山	文雄君	25番	松本	文雄君
10番	濱田	昭一君	26番	沼崎	享君
11番	吉岡	一仁君	27番	濱田	孟君
12番	横田	梯次君	28番	青宿	昌夫君
13番	内埜	新也君	29番	鈴木	重義君
14番	野口	隆雄君	30番	黒田	久良之進君
15番	篠崎	文夫君	31番	高城	貞雄君
16番	古澤	真和君	32番	根本	卓明君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

12月14日（水） 標準農作業料金改定検討会
於 東庁舎分庁舎第3会議室
出席者 加納会長、吉岡会長代理、村山委員、JA 稲敷、
稲敷地域農業改良普及センター、農政課、
農業委員会森川事務局長、永長局長補佐

午後3時03分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 本日は、たいへんお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。まず初めに、議案書の訂正がございます。取下げが2件ほどございます。まず、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可についての受理番号の14番が取下げでございます。それから次の11ページをお願いします。議案第2号農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付についての受理番号1番も取下げになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから平成23年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は32名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。
署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は5番保科進委員、6番川島昇委員、両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてで

ございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷、田8筆、8,394平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、阿波字阿波、田1筆、1,984平方メートルでございますが、同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号3番、沼田字上沼田、田2筆、3,440平方メートルでございますが、これも同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号4番、椎塚字中郷ほか1地区、田2筆、12,482平方メートルでございますが、同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号5番、駒塚字野添、田3筆、7,299平方メートルでございますが、同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、角崎字南下町ほか5地区、田6筆、畑1筆、計7筆、11,657平方メートルでございますが、平成23年6月29日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、高田字馬場添、田2筆、743平方メートルでございますが、平成元年2月19日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号3番、浮島字尾島ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、866平方メートルでございますが、平成23年4月17日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希

望はないものであります。

受理番号4番、羽賀字栗津谷ほか3地区、田5筆、畑5筆、計10筆、12,045平方メートルでございますが、平成4年10月29日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

3ページをお開き願います。

受理番号5番、清久島字清久島ほか3地区、田35筆、畑1筆、計36筆、36,670平方メートルでございますが、平成23年9月21日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号6番、阿波字古楯ほか3地区、田2筆、畑3筆、計5筆、5,079平方メートルでございますが、平成23年8月24日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号7番、阿波崎字逆塩ほか4地区、田15筆、37,273平方メートルでございますが、平成23年11月16日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、5ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組、田1筆、4,462平方メートルでございますが、所有者が親戚に贈与するため合意解約をするものでございます。

受理番号2番、稲波字北区ほか2地区、田4筆、23,279平方メートルでございますが、耕作者の高齢化により耕作できなくなったため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、6ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番及び2番は同一案件でございますので、一括してご報告をいたします。受理番号1番、上須田字上須田、田3筆、1,587平方メートル、受理番号2番、上須田字上須田、田1筆、1,698平方メートルでございますが、稲敷市が公共下水道災害復旧工事の資材置場として使用するため、届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第1項第15号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認をした結果、問題はないものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転6件、競売による所有権移転1件、使用貸借権設定1件、交換による所有権移転4件、贈与による所有権移転2件の計14件でございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷、田5筆、計4,344平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月27日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は547アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転

用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、下須田字新屋敷、田3筆、計4,050平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月27日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は485アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、沼田字沼田、田2筆、計3,440平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。11月16日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻とサツマイモを作付している農業者で、農業経営面積は799アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、農業用トラック3台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、椎塚字中郷、外1地区、田5筆、計19,781平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。11月16日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻と野菜類を作付している農業者で、農業経営面積は157アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、下根本字吹上、田2筆、1,876平方メートルについてでございますが、10月28日、稲敷市が行った不動産公売において不動産の最高価買受人になったものであります。受人の農地法第3条に係る買受証明願に対する証明書の交付につきましては、10月定例総会の議案第4号で審査し、交付しているものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

8ページをお開き願います。

受理番号6番、本新、田1筆、2,995平方メートルについてでございますが、渡人が農業者年金を継続して受給する為に、使用貸借権を再設定するものであります。12月21日に事務局が、受人自宅にて調査をいたしました。受人は主に水稲とイチゴを作付している認定農業者で、農業経営面積は219アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、西代字東田、田1筆、2,289平方メートルについてでございますが、受理番号8番の案件と農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、西代字東田、田1筆、2,289平方メートルについてでございますが、受理番号7番の案件と農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、本新、田1筆、4,959平方メートルについてでございますが、受理番号10番の案件と、耕作の利便性を向上するために農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号10番、八筋川字ト杭、田4筆、計4,900平方メートルについてでございますが、受理番号9番の案件と、耕作の利便性を向上するために農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号11番、阿波崎字北須賀、田1筆、430平方メートルについてでございますが、受人は相対で耕作している農地を受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号12番、上須田字上須田、畑2筆、計87平方メートルについてでございますが、受人は渡人より耕作している農地を受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 13 番、下根本字池田ほか 6 地区、田 10 筆、畑 3 筆、原野（現況畑） 1 筆、計 14 筆、計 11,030 平方メートルについてでございますが、渡人は農業者ではないため、相続した農地を親戚に贈与するものであります。受人は自宅近辺の農地を親戚より受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

10 ページをお開き願います。

受理番号 15 番、下須田字新屋敷、田 1 筆、畑 1 筆、計 628 平方メートルについてでございますが、渡人は離農しており耕作できる者に譲渡するものであります。受人は経営規模拡大のために農地を受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第 1 号の受理番号 1 番から 15 番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番から 6 番については、事務局の説明どおりですので調査報告は省略いたします。

まず、受理番号 7 番から 10 番について保科委員より報告願います。

○5 番（保科 進君） 5 番保科です。受理番号 7 番、8 番が交換、9 番、10 番が交換について報告いたします。

12 月 20 日に、受人、渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者で、農業経営面積は報告書記載のとおり、農業従事日数も報告書記載のとおりです。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。皆さん、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、いずれも受人となる許可要件を満たしており問題はないものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号 11 番について黒田委員より報告願います。

○30 番（黒田久良之進君） 30 番黒田です。受理番号 11 番について報告いたします。

去る 12 月 24 日に受人及び渡人に確認をいたしまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は 182 アール、農業従事日数は 150 日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各 1 台ずつ所有しています。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号 12 番について坂本委員より報告願います。

○20 番（坂本一雄君） 20 番坂本です。受理番号 12 番について報告いたします。

去る 12 月 18 日に受人及び渡人と聞き取り調査を行いまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者で、農業経営面積は 547 アール、農業従事日数は 150 日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。受人は、上須田ライスセンターを 3 名で運営しており、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 5 台を共有で所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号 13 番について沼崎委員より報告願います。

○26 番（沼崎 享君） 26 番沼崎です。受理番号 13 番について報告いたします。

去る 12 月 20 日に本人と行き会って確認をいたしまして、間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を作っており、畑も多少やっております。農業従事日数は 180 日でございます。所有の農地はなく、借り入れて耕作しています。遊休農地や耕作放棄地はありません。農機具の所有状況であります。耕運機 1 台でございます。トラクター、コンバイン、乾燥機を使つての作業は委託しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題ないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号 14 番については、取下げでございます。次に受理番号 15 番について根本委員より報告願います。

○32 番（根本卓明君） 32 番根本です。受理番号 15 番について報告いたします。

12 月 19 日に受人、渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は 334 アール、農作業従事日数は 75 日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクターを 1 台持っています。田植機につきましては地元の営農組合より田植の時に借り入れております。刈取り、乾燥・調整につきましては同じ営農組合へ委託しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めま。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めま。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の 交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 11ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付についてでございます。

受理番号2番、競売物件、手賀組新田字伊佐部、田2筆、計3,010㎡についてでございます。申請人は、自宅付近の農地が競売になったため、農業経営規模拡大のために購入したいということです。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

受理番号3番、競売物件、手賀組新田字伊佐部、田2筆、計3,010㎡についてでございます。申請人は、相対で耕作する農地が競売になったため、購入したいということです。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

受理番号4番、競売物件、手賀組新田字伊佐部、田2筆、計3,010㎡についてでございます。申請人は、自宅付近の農地が競売になったため、農業経営規模拡大のために購入したいということです。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

以上で、議案第2号の受理番号2番から4番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番は取下げでございますので、まず、受理番号2番から3番について沖野谷委員より報告願います。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番、沖野谷です。受理番号2番について報告いたします。

先日、申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻を栽培しています。農業経営面積は222アールです。農業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況がありますが、トラクターが1台、共同所有となっております。あと、田植機、コンバイン、乾燥機については作業委託をしておりますので、自分では持っておりません。以上調査の結果、報告書のとおりで、申請人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

続きまして受理番号3番について報告いたします。同じく、先日、申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻を栽培しております。経営面積は355アール、そして認定農業者でございます。農作業従事日数は280日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクターが1台、コンバインが1台、乾燥機1台、あと田植機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、申請人となる許可要件を満たしており問題はないものでありますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番について高城委員よりお願いします。

○31番（高城貞雄君） 31番高城です。受理番号4番について報告いたします。

12月19日に申請人に聞き取り調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻を栽培している認定農業者であります。農業経営面積は400アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、農業用トラック、コンバイン、乾燥機各1台を所有しています。以上調査の結果、報告書のとおり、受入となる許可要件を満たしており、問題はないものと思われま。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 12ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてでご

ございます。

受理番号1番、本新、畑1筆、112平方メートルについてでございますが、申請人は父親の住宅の隣に、自己用住宅を建築するものであります。父親の住宅敷地の一部387平方メートルと、今回の申請地112平方メートルを合わせ、計499平方メートルを自己用住宅用地として利用するものであります。申請地は、非線引き区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。上水は公営水道、下水は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は第1種農地に該当し、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされていると考えられます。12月19日と20日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について野口委員より報告願います。

○14番（野口隆雄君） 14番野口です。受理番号1番について報告いたします。

去る20日に保科委員と加納会長、それと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、自己用住宅用地として利用するもので周辺農地に迷惑をかけないことから問題はないものと思われまます。また、添付書類を確認いたしました問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 13 ページをお開き願います。議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、西代字東田、畑1筆、66平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和59年頃から宅地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月24日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号2番、四箇字山田、田1筆、747平方メートル、畑1筆、66平方メートル、計813平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和45年頃からゴルフ場用地として利用されております。撮影年月日、昭和59年11月23日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

まず、受理番号1番について保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番保科です。

受理番号1番について、去る20日、野口委員、加納委員、事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、昭和59年頃より住宅敷地として利用されており、昭和59年12月24日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認をしました。申請地は、まわりが公道のため問題はないと思われま。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号2番について高須委員より報告願います。

○7番（高須一郎君） 7番高須です。

受理番号2番について、去る21日、事務局と秋本委員と井戸賀委員で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで問題はなく、昭和45年頃よりゴルフ場敷地として利用されており、昭和59年11月23日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認をしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めま。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお、議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は、受理番号29番から33番を除いて説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、14ページをお開き願います。議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が9件、49筆で124,655平方メートル、再設定が24件、79筆で127,033平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、脇川字本田ほか1地区、田9筆、計16,434平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者でございます。経営面積は309アール、年間農作業従事日数は240日となっております。

受理番号2番、西代字南田、田3筆、計6,026平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は326アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

受理番号3番、西代字南田ほか1地区、田3筆、計7,999平方メートルについてでございますが、こちらについても新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号2番と同じ方でございます。

受理番号4番、西代字南田、田9筆、計17,921平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、こちらも受理番号2番と同じ方でございます。

失礼いたしました。受理番号3番については、玄米1.5俵でございます。

受理番号5番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、15,700平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米2俵

です。設定を受ける者は、主に水稲、レンコンを作付する認定農業者で、経営面積は1,004アール、年間農作業従事日数は300日でございます。

受理番号6番、福田字平須ほか2地区、田9筆、計26,865平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稲、レンコンを作付する認定農業者で、経営面積は618アール、年間農作業従事日数は310日でございます。

受理番号7番、八千石字八千石、田2筆、計3,028平方メートルについてでございますが、ここからは再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は、主に水稲を作付する農業者で、結佐集落生産組合として機械の共同利用等を行っており、経営面積は506アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号8番、佐原組新田字佐原組ほか1地区、田8筆、計10,206平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、主に水稲を作付する認定農業者で、経営面積は1,544アール、年間農作業従事日数は250日です。

続きまして、16ページをお開き願います。

受理番号9番、鳩崎字野原ほか1地区、田2筆、計8,518平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稲を作付する農業者で、経営面積は219アール、年間農作業従事日数は200日です。

受理番号10番、伊佐津字富士台、現況では畑3筆、計6,205平方メートルでございますが、再設定で利用目的は畑、期間が7年、小作料10アール当たり現金6,750円でございます。設定を受ける者は、水稲、イチゴ、花卉等を栽培する認定農業者で、経営面積は358アール、年間農作業従事日数は300日でございます。

受理番号11番、堀川字草切、田1筆、畑1筆、計2筆、2,202平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は野菜、稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稲を作付する農業者で、経営面積は136アール、年間農作業従事日数は100日でございます。

受理番号12番、上根本字中野原、田1筆、1,211平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稲を作付する認定農業者で、経営面積は434アール、年間農作業従事日数は365日となっております。

受理番号13番、上根本字中野原、田1筆、3,112平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号14番、上根本字中野原、田1筆、1,153平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、こちらについても受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号15番、上根本字中野原、田1筆、2,890平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

受理番号16番、上根本字朝日向下、田1筆、337平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、こちらも同じ方ではございますが、ちょっと異なりまして小作料10アール当たり現金5,000円でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号17番、上根本字中野原、田1筆、2,854平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号18番、上根本字中野原、田1筆、895平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号19番、上根本字中野原、田1筆、558平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号20番、上根本字中野原、田1筆、723平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。こちらにつきましても、設定を受ける者は、受理番号12番と同じ方でございます。

受理番号21番、上根本字新堤ほか1地区、田2筆、909平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、こちらにつきましても受理番号12番と同じ方でございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

受理番号22番、手賀組新田字阿波崎ほか3地区、田11筆、計11,153平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は625アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号23番、八筋川字八郎田、田2筆、計5,000平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する農業者で、経営面積は183アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

受理番号24番、曲淵字居下ほか3地区、田13筆、計19,128平方メートルについてでございますが、こちらにつきましても再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積は629アール、年間農作業従事日数は300日となっております。

続きまして、19ページをお開き願います。

受理番号25番、本新、田1筆、1,983平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が2年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する市外の農業者で、経営面積は570アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号26番、柴崎字内海、田2筆、計3,167平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する農業者で、経営面積は183アール、年間農作業従事日数は180日となっております。

受理番号27番、柴崎字下吉山、田1筆、畑1筆、計2筆、1,310平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する農業者で、経営面積は101アール、年間農作業従事日数は100日となっております。

受理番号28番、釜井字前田、田5筆、計10,335平方メートルについてでございますが、別の受託者からの移転による再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は1,544アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

ここまでの28件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）の受理番号1番から28番までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号1番から28番までについて、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

続いて、受理番号29番、30番、31番までの審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、川島委員が該当いたしますので、川島委員の退席を求めます。

（川島委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、川島委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号 29 番から 31 番の説明をさせていただきます。19 ページをお開き願います。

受理番号29番、堀川字柳浦ほか1地区、田2筆、計5,199平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米80キログラムです。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は2,108アール、年間農作業従事日数は160日となっております。

受理番号30番、太田字中郷ほか2地区、田5筆、計20,849平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号29番と同一でございます。

続いて、20ページをお開きください。

受理番号31番、堀川字草切ほか1地区、田7筆、計7,662平方メートルについてでございますが、こちらにつきましても、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、受理番号29番と同一の方でございます。

この3件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号の受理番号 29 番から 31 番までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号 29 番から 31 番までについて、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、川島委員の入室を許可いたします。

（川島委員復席）

○議長（加納 昭君） ただいま、6番川島委員が復席いたしましたので、審議を続けます。

続いて、受理番号 32 番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、篠崎文夫委員が該当しますので、篠崎文夫委員の退席を求めます。

（篠崎委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、篠崎委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号 32 番の説明をさせていただきます。20 ページをお開き願います。

受理番号32番、柴崎字寺地下、田 3 筆、計2,140平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が 6 年、小作料10アール当たり玄米1.5俵です。設定を受ける者は、主に水稻を耕作する認定農業者で、経営面積は295アール、年間農業従事日数は160日でございます。

この件についても農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号の受理番号 32 番を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号 32 番について、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、篠崎委員の入室を許可いたします。

（篠崎委員復席）

○議長（加納 昭君） ただいま、篠崎委員が復席いたしましたので、審議を続けます。

続いて、受理番号 33 番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限規定に、坂本委員が該当しますので、坂本委員の退席を求めます。

（坂本委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、坂本委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号 33 番の説明をさせていただきます。

受理番号33番、八千石字八千石ほか 1 地区、田12筆、計28,016平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が 6 年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を耕作する認定農業者で、経営面積は732アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

この件についても農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考え

ております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、受理番号33番を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号33番について、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、坂本委員の入室を許可いたします。

（坂本委員復席）

日程 1 1 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （利用権転貸）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、21ページをお開き願います。議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。今回は7件、すべて再設定でございまして、13筆、合計18,834平方メートルについての、いずれも稲敷市農業公社を介しての転貸でございます。

受理番号1番、浮島字東、畑1筆、1,854平方メートル。受理番号2番、浮島字東、畑2筆、計1,286平方メートル。受理番号3番、浮島字ひ可し、畑1筆、710平方メートル。受理番号4番、浮島字東ほか1地区、畑2筆、計1,136平方メートル。受理番号5番、浮島字東、畑1筆、1,090平方メートル。受理番号6番、浮島字勝木、畑1筆、538平方メートルの6件で、合計が6,614平方メートルについて、稲敷市農業公社を経由して、転貸をするものでございます。受理番号1番から6番まで、いずれも再設定で、利用目的は野菜、期間は3年、小作料が、いずれも10アールあたり現金6,000円でございます。転貸を受ける者は、1番から6番まで同一の方で、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は439アール、年間農業従事日数は250日でございます。

続きまして、22ページをお開きください。

受理番号7番、須賀津字須賀津、田4筆、畑1筆、計5筆、12,220平方メートルについて、こちらも稲敷市農業公社を経由して転貸するもので、再設定で、利用目的は稲、期間

は3年、小作料は、地目が田の部分が10アール当たり22,000円、畑の部分が9,000円でございます。転貸を受ける者は、主に水稻を耕作する認定農業者で、経営面積は766アール、年間農業従事日数は200日です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了します。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

日程12 議案第7号 平成24年度稲敷市農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第7号、平成24年度稲敷市農作業利用料金の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、23ページをお開き願います。議案第7号、平成24年度稲敷市農作業利用料金の承認についてでございます。去る12月14日、東庁舎第3会議室におきまして、関係機関の出席をいただき、平成24年度農作業利用料金の検討会を開催いたしました。この検討会の結果を受けまして、本日の議案上程をするものでございます。

料金の改定部分について説明をいたします。

まず、作物区分「水稻」でございますが、「代掻」の料金を昨年の5,000円から5,500円に、「耕起から代掻」を10,000円から10,500円に改定するものです。また、硬化苗を1箱700円から750円に値上げをし、10アール当たり14,000円から15,000円に改定するものです。なお、これらに伴い、全利用料金を61,000円から63,000円に改定をするものでございます。

あわせて、備考欄の改定ですが、「刈取から脱穀」及び「刈取から調整」の備考欄に「条件により料金割増」の項目を追加いたします。

次に、作物区分「その他」でございますが、料金の単位表示がわかりにくいものでしたので、作業名ごとに、わかりやすい表示に変更いたします。実質金額の変更はありません。

農作業料金のお知らせは、2月発行の「農業委員会だより」と農業委員会のホームページによりお知らせをいたします。また、各庁舎にチラシ等を置きまして周知をいたします。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

○6番（川島 昇君） 値上げになった根拠は何ですか。値上げをしたには、理由があると思いますが、どういう理由で値上げしたのですか。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） 合併以来据え置いて値上げしたことはありませんでしたので、近隣市町村、たとえば美浦村と比べても全体的に安い傾向になっておりましたので、一部作業について最小限の見直させていただきました。

実際に経費から計算したデータでも、合併前から比べると経費は上昇していると考えられます。ここ十年で原油価格が倍になり、燃料のみならず、農業を取り巻く農業資材等が現実問題として値上がりしております。軽油の免税についても先行き不透明で、来年3月にはどうなるかわからない情勢でございます。値上げと言っても、依然として平成23年度の近隣町村の料金と横並びまたはそれ以下という内容です。

○6番（川島 昇君） わかりました。聞かれたとき説明をしなければなりませんので。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第7号、平成24年度稲敷市農作業利用料金の承認についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時28分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

5 番委員 保 科 進 ㊟

6 番委員 川 島 昇 ㊟